

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年8月28日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リブホール曾根店  
北九州市小倉南区曾根北町4番7号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社サンリブ  
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F  
代表取締役 菊池 毅
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
マルシヨク曾根店
    - イ 変更後  
リブホール曾根店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社サンリブ  
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F  
代表取締役 菊池 毅  
他5者
    - イ 変更後  
株式会社サンリブ  
北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F  
代表取締役 菊池 毅  
他3者

- 4 変更の年月日  
令和5年9月16日
- 5 変更する理由  
営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日  
令和5年8月10日
- 7 縦覧場所  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課
- 8 縦覧期間  
この公告の日から令和5年12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 9 意見書の提出要領  
次に掲げる事項を記載した文書を令和5年12月28日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。
  - (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 連絡先電話番号
  - (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (5) 意見

北九州市公告第583号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年8月28日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リブホール浅川店

北九州市八幡西区浅川日の峯二丁目27番22号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

マルショク浅川店

イ 変更後

リブホール浅川店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

代表取締役 菊池 毅

他3者

イ 変更後

株式会社サンリブ

北九州市若松区本町二丁目17番1号ベイサイドプラザ若松2F

代表取締役 菊池 毅

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和5年9月22日

(2) 前項第2号 令和5年10月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年8月10日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年12月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年12月28日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見